人事異動

内閣

国務大臣　　鈴木　馨祐
国家公安委員会委員長坂井学海外出張不在中国家公安委員会委員長事務代理を命ずる
同　　鈴木　馨祐
内閣府特命担当大臣坂井学海外出張不在中内閣府特命担当大臣（防災及び海洋政策）事務代理を命ずる（以上九月九日）
○防衛大臣臨時代理解職
国務大臣　　城内　実
防衛大臣中谷元帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
（福島地方裁判所判事兼福島家庭裁判所判事・福島簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　荒井　格
願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上九月十日）

内閣府

（参事官（企画担当）（政策統括官（経済財政分析担当）付））
内閣府事務官　　中道紘一郎
内閣府本府規制改革推進室参事官の併任を解除する
大臣官房に配置換する（七月二十五日）
（経済社会総合研究所上席主任研究官）内閣府事務官　　出口　恭子
辞職を承認する（七月三十日）
（沖縄振興開発金融公庫理事）内閣府事務官　　西崎　寿美
内閣府事務官（大臣官房）に採用する
外務省に出向させる
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　　白井　俊
内閣府事務官（科学技術・イノベーション推進事務局参事官（研究環境担当））の併任を解除する
（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　　鈴木　俊朗
内閣府技官（総合海洋政策推進事務局参事官（離島（保全・管理）・沿岸域管理担当））の併任を解除する（以上七月三十一日）
（参事官（総括担当）（政策統括官（経済財政分析担当）付））
内閣府事務官　　多田　洋介
経済社会総合研究所総括政策研究官に昇任させる
大臣官房審議官に併任する
（外務省大臣官房）外務事務官　　品川　高浩
内閣府事務官（大臣官房審議官）に併任する
大臣官房遺棄化学兵器処理担当室長に併任する
（同）同　　伊藤　茂樹
大臣官房遺棄化学兵器処理担当室長の併任を解除する
内閣府事務官（大臣官房審議官）の併任を解除する
（復興庁統括官付参事官）内閣府事務官　　児玉　泰明
大臣官房に転任させる
（消費者庁参事官）同　　平井　滋
参事官（経済対策・金融担当）（政策統括官（経済財政運営担当）付）に転任させる
（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））内閣事務官　　寺内　彩子
内閣府事務官（経済社会総合研究所上席主任研究官）に転任させる
（大臣官房）内閣府事務官　　吉田　充志
大臣官房企画調整課長に配置換する
（参事官（経済対策・金融担当）（政策統括官（経済財政運営担当）付））同　　加藤　卓生
参事官（総括担当）（政策統括官（経済財政分析担当）付）に配置換する
（参事官（経済見通し担当）（政策統括官（経済財政運営担当）付））同　　岡野　武司
参事官（地域担当）（政策統括官（経済財政分析担当）付）に配置換する
（大臣官房）同　　吉田　真晃
男女共同参画局総務課長に配置換する
（男女共同参画局総務課長）同　　大森　崇利
経済社会総合研究所上席主任研究官に配置換する
男女共同参画局に併任する
（参事官（地域担当）（政策統括官（経済財政分析担当）付））同　　木村　順治
政策統括官（経済財政分析担当）付に配置換する
（独立公文書管理監付参事官）同　　阿部　正興
情報保全監察室参事官の併任を解除する
防衛省に出向させる
（防衛省大臣官房秘書課付）防衛部員　　若林　賢昭
内閣府事務官（独立公文書管理監付参事官）に採用する
情報保全監察室参事官に併任する
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　　錦　泰司
内閣府事務官（科学技術・イノベーション推進事務局参事官（研究環境担当））に併任する
（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　　平野　明徳
内閣府技官（総合海洋政策推進事務局参事官（離島（保全・管理）・沿岸域管理担当））に併任する
（防衛省大臣官房付）防衛技官　　増野　健一
内閣府技官に兼ねて任命する
参事官（政策調整担当）（政策統括官（沖縄政策担当））付）を命ずる
（同）防衛事務官　　光畑　和典
（同）防衛技官　　國武　正大
兼官を免ずる（各通）
（大臣官房）内閣府事務官　　山崎　速人
復興庁に出向させる
（経済社会総合研究所上席主任研究官）同　　市川　恭子
男女共同参画局の併任を解除する
内閣官房に出向させる（以上八月一日）
（大臣官房）内閣府事務官　　福田　光
参事官（企画担当）（政策統括官（経済社会システム担当））付）の併任を解除する
参事官（経済見通し担当）（政策統括官（経済財政運営担当）付）に配置換する（八月八日）
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　　内海　裕子
内閣府事務官（参事官（生活環境担当）（政策統括官（防災担当）付））に併任する（八月二十二日）
（外務省在ジュネーブ国際機関日本政府代表部参事官）外務事務官　　彦田　尚毅
内閣府事務官（経済社会総合研究所総括政策研究官）に昇任させる
（経済社会総合研究所総括政策研究官）内閣府事務官　　明珍　充
外務省に出向させる（以上九月一日）

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年九月十二日　　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	三号
(三) 占用を制限する区域	鳥栖市曽根崎町字硯川一四一二番一から同市曽根崎町字本成一〇〇三番三まで
(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日	令和七年九月十三日
(七) 図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所
備考	